

9 資格

1. 本学通信教育部で取得できる資格	128
1-1. 課程登録および受講料が必要な資格	128
1-2. 課程登録および受講料が不要な資格	128
2. 資格課程科目の既修得単位認定	129
3. 教職課程	130
4. 博物館学芸員課程	135
5. 資格試験受験等に関する要件	139
5-1. 各資格の取得条件	139
5-2. 二級建築士・木造建築士試験受験資格取得 要件科目	140

1. 本学通信教育部で取得できる資格

1-1. 課程登録および受講料が必要な資格

対象コース	対象者	課程名称・資格名称
芸術学科、美術科、デザイン科	2018年度以前入学生	教職課程：中学校教諭1種免許状(美術) 高等学校教諭1種免許状(美術)
全コース	2年次以降	博物館学芸員課程：学芸員資格

- ・卒業研究・卒業制作着手年度および在籍年限最終年度に受講登録することはできません。
 - ・2019年度以降の入学生は教職課程に登録することはできません。
 - ・登録は2年次以降となりますが、次年度から登録を検討されている方は、1年次配当の科目の中にも課程の単位として必要な科目がありますので、課程登録前に履修計画に含めて学習を進めることが可能です。
- ▶教職課程：pp.130～134およびairU学習ガイド>8. 資格参照 博物館学芸員課程：pp.135～138参照

次年度より資格課程（教職・博物館学芸員課程）の受講を希望する場合は、下記を参照のうえ、受講登録手続を行ってください（2019年度の受講登録は受付終了）。

課程名称	受講登録料	2020年度受講登録受付期間
教職課程	200,000円	2020年1月10日（金）～1月25日（土）【必着】
博物館学芸員課程	160,000円	

- ・受講登録方法の詳細については11月下旬に送付予定の『2020年度学籍更新手続のご案内』を参照してください。
- ・教職・博物館学芸員課程ではairUマイページを利用して履修を行いますのでWebの使用が必須です。
- ・一度受講登録を行うと在籍期間中有効ですので、毎年、受講登録手続や受講登録料の支払いは不要です。ただし、関連法規等の改正により、修得すべき科目・単位数が増加した場合や、制度が変更となった場合はこの限りではありません。
- ・受講登録者には『資格課程ガイド』を送付いたします。
- ・資格課程のテキスト・教材は購入していただきます（有料）。

1-2. 課程登録および受講料が不要な資格

対象コース	資格名称
建築デザインコース	一級建築士（実務経験2年）※受験資格 二級建築士・木造建築士（実務経験0年）※受験資格 技術検定〔建築機械施工・土木施工管理・建築施工管理・電気工事施工管理・管工事施工管理・造園施工管理〕（二級：卒業後実務経験1年、一級：卒業後実務経験3年）※受験資格
ランドスケープデザインコース	技術検定〔造園施工管理〕（二級：卒業後実務経験1年、一級：卒業後実務経験3年）※受験資格 二級建築士・木造建築士（実務経験0年）※受験資格（2010年度以降から2017年度以前までの入学生対象）
空間演出デザインコース	商業施設士（卒業年度に講習会を受講すれば、実務経験不要、学科試験免除）※受験資格 インテリアプランナー（実務経験0年。資格試験への合格が必要）※登録資格（2010年度以降入学生対象） 二級建築士・木造建築士（実務経験0年）※受験資格（2010年度以降入学生対象）

- ・一級・二級・木造建築士、技術検定、商業施設士等は、卒業要件を充足することで要件を満たす場合と、卒業要件のほかに指定科目を履修しなくてはならない場合があります。
- ▶所属の『コースガイド』参照

2. 資格課程科目の既修得単位認定

資格課程科目の既修得単位認定は、資格課程に登録し、資格取得のための認定として履修を免除するものであり、卒業に必要な単位数を減免するものではありません。入学時に行う“卒業要件に関わる既修得単位認定”とは、認定の方法、申請手続きが異なりますので、混同されないよう注意してください。

(1) 教職課程

「教職に関する科目」「免許法施行規則第66条の6に定める科目」のうち、出身校ですでに単位を修得した科目がある場合は、審査の後、既修得単位として認定を行います。

【注意事項】(基本的事項のみ記載)

- ・「教科に関する科目」の既修得単位は認定を行いません。
- ・高等専門学校、専修学校専門課程(専門学校)で修得した単位は認定できません。
- ・中学校、高等学校免許以外(小学校、幼稚園免許など)の既修得の「教職に関する科目」は認定できません。
- ・2種免許状取得者の既修得の「教職に関する科目」については、21単位まで認定できます。
- ・「教職に関する科目」のうち、教科(美術)の指導法については認定を行いません。
- ・平成25年度までに「総合演習」を修得している場合、「教職実践演習(中・高)」の履修は不要です。
- ・昭和63年改正法以前の適用法で免許状を取得し、「教育実習」の単位が2単位である場合は認定できません。5単位分の「教育実習」(3～4週間)が必要です。

(2) 博物館学芸員課程

2018年度以前に京都造形芸術大学(通信教育部・通学部・科目等履修生)で修得した単位のうち、博物館施行規則に定める科目については、審査の後、既修得単位として認定を行います。他大学で修得した単位は既修得単位認定することはできません。

- ・博物館学芸員課程既修得単位申請期日：2019年5月1日(水)～5月31日(金)【必着】

(3) 申請方法

課程登録者で既修得単位認定を希望する場合は以下の書類を提出してください。

- ①本ガイド巻末の「学習・事務手続きに関する質問票」の質問内容欄に「教職課程(または博物館学芸員課程)の既修得単位認定を希望する」と明記してください。
- ②教職課程：出身大学等の「学力に関する証明書」を取り寄せて、原本添付してください。
博物館学芸員課程：「学芸員資格関係科目単位修得証明書」を取り寄せて、原本添付してください。
- ③返信用封筒(定型サイズ)1通(宛先明記のうえ、82円切手添付)

送付先：〒606-8271 京都市左京区北白川瓜生山2-116

京都造形芸術大学 通信教育部事務局 教職課程(または博物館学芸員課程)研究室

3. 教職課程

3-1. 履修にあたって

教育職員免許法・同施行規則の改正に伴い、本学通信教育部では2018年度入学生をもって以下の教職課程が廃止となりました。2019年度以降の入学生(再入学も含む)は、本通信教育部で以下の教員免許状の取得はできません。【中学校教諭一種免許状(美術)、高等学校教諭一種免許状(美術)】

なお、2018年度以前の入学生(再入学も含む)につきましては、学籍更新時に教職課程に登録しますと本課程で当該の免許状を取得することができます。

登録にあたって以下の点を確認してください。

- ①教員免許状を取得するためには、各コースの卒業に必要な単位のほかに、教育実習などの教員免許法に定められる所定の要件科目の修得や介護等体験が必要です。教育委員会への免許状申請は卒業年度末に行います。
- ②教員免許状取得を目指すためには、所属コースの卒業に必要な単位数のほかに教職課程で必要となる科目を修得することになりますので、標準的な場合でも履修期間は3年間以上です。最短2年間で卒業と同時に免許状取得を目指す場合は、教職課程受講登録1年目に卒業研究・卒業制作着手要件を満たすことに加え、「教育実習」以外のほとんど全ての教職関連科目を修得しなければなりません。そのため、卒業と同時の免許状取得までに3年以上かかる場合が十分にありえますので留意してください。
- ③卒業判定にかかる方は卒業関連科目以外の科目を冬期(1月～3月)に履修することはできません。これは教職課程においても同様です。ただし、「教職実践演習(中・高)」のみ冬期開講科目のため、履修の前提条件を満たした場合は卒業判定にかかる方の履修を認めています。
- ④教育実習および介護等体験の送り出しに際して、麻疹の抗体検査が必要な学校で実習を行う場合には該当者に通知し、麻疹の抗体検査(検査結果によって抗体値が低い場合には加えてワクチン接種)を行っていただきます。詳細は、「介護等体験事前指導」「教育実習事前指導」スクーリングのガイダンスで説明します。
- ⑤教職課程登録者に別途送付する『資格課程ガイド』には、教育実習に行くための要件や各種手続についての詳細が記載されていますので、必ず熟読してください。

注意事項	本学通信教育部では、教育職員免許法(以下、免許法)第5条別表第1の規定にしたがって教員免許状を取得する方法に準じた開講科目になっています。それ以外の法令等を適用して教員免許状を取得しようとする場合、本学での履修指導は行っておりませんので、ご自身で情報収集を行った上で、修得すべき単位数・科目、修得方法等を免許状を申請する居住地または勤務地管轄の都道府県教育委員会に確認してください。 なお、免許状申請も個人で行っていただくことになります。 第6条別表第3 すでに美術の中学校2種免許状を持っており、教職経験年数をもとに美術の中学校1種免許状を取得する場合等の規定 第6条別表第4 他教科の免許状をもとに、美術の免許状を取得する場合の規定 第6条別表第8 教職経験をもとに、すでに取得している免許状の隣接校種の免許状を取得する場合の規定
Web利用	教職課程では、「ティーチング・ポートフォリオ」の作成やairUマイページを利用した学習を行いますのでWebの使用が必須です。インターネット接続環境が整ったパソコンの所有と基本操作能力(Webサイトの検索、メールの送受信、Microsoft Word、Excelの一般的な機能)も必要です。
「ティーチング・ポートフォリオ(履修カルテ)」の作成	「教職実践演習(中・高)」は、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための教職課程の総まとめとして、卒業年次の後期に開講されます。この科目を履修するためには、教職関連科目の履修開始時から随時、教職関連科目全体の履修状況を把握し、振り返ることを目的とした「ティーチング・ポートフォリオ(履修カルテ)」を作成することが必要です。
星槎大学との連携	星槎大学との連携による特別支援学校教諭1種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)の取得が可能です。資格取得にあたっては、本学教職課程への受講登録、星槎大学への出願、星槎大学の定める費用の納付が必要です。詳細についてはairU学習ガイドを確認してください。

3-2. 履修相談の積極的な活用の奨め

教職課程の履修に関する事項、教員採用試験などについて、不安なことや不明点があれば、「学習・事務手続に関する質問票」、airUマイページ>「コンシェルジュ」からの問い合わせや「教員相談」「事務局相談」を活用し、早め早めに疑問点の解消、履修計画の確認・実行を心がけてください。

3-3. 履修すべき科目

教職課程の科目は、(1)教職に関する科目、(2)教科に関する科目(美術)、(3)免許法施行規則第66条の6に関する科目の3種類に分かれます。

(1)教職に関する科目と(3)免許法施行規則第66条の6に関する科目は、13コースとも41単位が必修です。

(2)教科に関する科目は、「絵画」「彫刻」「デザイン」「工芸」「美術理論及び美術史」の5つの区分を修得することが必要です。コース毎に必要な科目が異なりますので、必ずairU学習ガイド>8. 資格にて各自必要な科目を確認してください。なお、[科目区分]が教職科目に該当する科目の単位は卒業要件の「その他」に含めることができます。

(1) 教職に関する科目 芸術学科・美術科・デザイン科コース共通(31単位必修)

免許法による科目区分	科目 コード	授業科目名	科目 区分	単位数	S / T	備 考 (旧科目で修得済 の場合、履修不要)
教職の意義等に関する科目	22601	教師論	教職 科目	2	TR	
教育の基礎理論に 関する科目	22602	教育原理		2	TR	
	22603	教育心理学		2	TR	
	22604	教育制度論		2	TR	
教育課程及び指導法に 関する科目	22605	教育課程論		2	TR	
	22606	美術科教育法Ⅰ		2	TR	
	22003	美術科教育法Ⅱ		2	S	
	22621	道德教育の理論と実践		2	TR	旧科目名 「道德教育の研究」
	22622	特別活動の指導法		2	TR	旧科目名 「特別活動の研究」
	22610	教育方法		2	TR	
生徒指導、教育相談及び 進路指導等に関する科目	22623	生徒・進路指導論		2	TR	旧科目名「教育指導」 (科目コード：22611)
	22612	教育相談		2	TR	
教育実習	22006	教育実習事前指導		0	S	
	22007	教育実習		5	S	
教職実践演習	22005	教職実践演習(中・高)		2	S	
		介護等体験	0	S	免除事由については ▶ p.134参照	
必要単位数計(必修)				31単位		

注) 必(必修)、選(選択)は、免許状取得上の要件であり、卒業要件とは異なります。

(2) 教科に関する科目(美術)▶airU学習ガイド>8. 資格参照

「絵画」「彫刻」「デザイン」「工芸」「美術理論及び美術史」の5つの区分にわたって修得することが必要です。コース毎に必要な科目が異なりますので、必ずairU学習ガイド>8. 資格にて必要な科目を確認してください。

(3) 免許法施行規則第66条の6に関する科目 芸術学科・美術科・デザイン科コース共通(10単位必修)

免許法による科目区分	科目 コード	授業科目名	科目 区分	単位数	S / T	備 考 (旧科目で修得済の場合、 履修不要)
日本国憲法	18034	日本の憲法	総合教 育科目	2	TR	旧科目名「憲法」
情報機器の操作	18005	情報		2	TR	旧科目名「情報基礎 (パソコン入門)」
外国語 コミュニケーション	11001	英語 1 A		1	S	
	18002	外国語 1		2	TR	旧科目名「英語 I B」
体育	18051	体育理論		2	TR	
	11007	体育実技		1	S	
必要単位数計(必修)				10単位		

注) 必(必修)、選(選択)は、免許状取得上の要件であり、卒業要件とは異なります。

3-4. 教育実習

教員免許状取得のためには、①教職に関する科目のうち「教育実習」(5単位) (「教育実習事前指導」(0単位) 含む) の単位を修得しなければなりません。

「教育実習」は、中学校や高等学校という教育の現場に行き、実際に生徒に対して教えるという行為も含めた実習です。「教育実習」に行くためには、そのための要件を満たすことの他、さまざまな手続を遅滞なく行うことが必要になります。▶詳細は『資格課程ガイド』参照

(1) 教育実習期間および時期

- ・「教育実習」に行く学年は、教員免許状取得年次(卒業年次)です。
- ・3週間の場合が多いですが、特定の実習校や教育委員会によっては期間が4週間になることもあります。
- ・「教育実習」の時期は、概ね5月から11月(5～6月と9月が多い)の間です。
- ・期間は実習校からの指定されます。「教育実習」の日程は各自の都合で変更することはできません。
- ・期間中は仕事等がある場合でも「教育実習」を優先することが実習申し込みの前提条件となります。

(2) 教育実習受講要件

「教育実習」を行うためには、実習を行う前年度末までに以下①～⑦の要件全ての充足が必要です。実際の学校現場で教壇に立つという社会的責任を鑑みて、コース専門教育科目および教職関連科目の両方について十分な知識、技能を習得したうえで教育実習を行うため、要件を一つでも充足できていない場合は、実習校が確保できていても教育実習を辞退していただきます。

- ①「教育実習」に行く前年度末までに卒業研究・卒業制作着手要件を満たしていること、または卒業研究あるいは卒業制作の単位を修得済みであること
- ②下記の教職関連科目を教育実習を行う前年度末までに必要な単位を修得していること

	科目名/科目区分	要件	単位数	S/T区分	備考(旧科目で修得済の場合、履修不要)
教職に関する科目	美術科教育法Ⅰ	必修	2	TR	履修の前提条件を必ず確認すること
	美術科教育法Ⅱ		2	S	
	教師論		2	TR	
	教育原理		2	TR	
	教育心理学		2	TR	
	教育制度論		2	TR	
	教育課程論		2	TR	
	道德教育の理論と実践		2	TR	旧科目名：道德教育の研究
	教育方法		2	TR	
	教育実習事前指導		0	S	
教科に関する科目	絵画基礎Ⅰ	必修	2	TW	デザイン科の方は所属コースの「デザイン基礎Ⅰ」を履修すること
	彫刻基礎Ⅰまたは立体造形演習Ⅰ		2	TW	
	デザイン基礎Ⅰ		2	TW	
	工芸基礎Ⅰ		2	TW	旧科目名：日本美術史
	美術史(日本)Ⅰ		2	TR	
	美術史(日本)Ⅱ		2	TR	

- ③「教育実習」に関する手続を滞りなく行うこと
- ④心身ともに実習生として万全の状態で「教育実習」に臨むことができ、実習校の正常な教育を妨げるおそれのない者
- ⑤教師として基本的な資質(教職に対する強い情熱、総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質))を備えていること(教師としてふさわしくないと判断された場合は実習校が決定した後であっても教育実習を辞退していただきます)
- ⑥教職につく意志の強固な者
- ⑦全ての科目のGPAが2.0以上であること(2018年度末時点の全履修科目の平均)

【注意事項】

「教育実習」は教員採用試験を受験し、教員をめざすことを前提に受け入れが行われています。教員採用試験の受験資格を満たさない方は教育実習の受け入れが困難になることもあります。

また、実習校の内諾を得た以降、自己責任による事由により一連の手続あるいは「教育実習」を放棄、中断するに至った場合、以後本学において「教育実習」の履修はできません。

(3) 教育実習校の確保

- ・教育実習校の確保は、「教育実習」を予定している年度(卒業年次)の前年度に行います。
- ・「教育実習」は、出身校や自己開拓で見つけた中学校または高等学校(最寄校や縁故のある学校等)で行うことになります。実習先は、中学校、高等学校のどちらでも構いませんが、最低3週間・実習教科は美術で行う必要があります。
- ・本学では現職の教職員の方が勤務先で教育実習を行うことは認めていません。
- ・大学が実習校を斡旋・紹介することは一切行っていません。教育実習を予定している前年度に、各自が実習希望校と責任をもって交渉し、内諾を得る必要があります。
- ・教育実習希望校が下記のいずれかに該当する場合には、大学が一括して所轄教育委員会に申請を行うことになっているので、個別交渉はできません。

京都市立中学校、神戸市立中学校、名古屋市立中学校、姫路市立中学校、下関市立中学校、
北九州市立中学校、小樽市立中学校、高知市立中学校、豊中市立中学校、尾張旭市立中学校
※上記以外の地域でも教育委員会への一括申請のみ受入とする学校が出てくる場合があります。

- ・実習依頼をする時期は都道府県や市町村により異なっており、早い市町村(関東方面が多い)では、実習年度の前年度6月までに内諾を得なければいけない場合があります。
- ・東京都内の公立中学校、高等学校については、東京都外の大学に在学する学生の教育実習を受入れてもらえないところがあります。学校により異なりますので、各自で確認してください。
- ・具体的な手続方法・手順に関しては、別途送付する『資格課程ガイド』で確認してください。実習に行く年度の前年度の早い時期(春ごろ)に実習希望校に相談をしておいてください。

3-5. 介護等体験

1998年度より小学校および中学校の教員免許状の取得要件として、7日間の介護等体験が必要となりました。介護等体験は単位にはなりませんが、本体験に行かなければ中学校の教員免許状を取得することができません。

(1) 介護等体験の内容等

法(介護等体験特例法)第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験(介護等の体験)」とは、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される(文部事務次官通達、1997年)、とされています。

(2) 申込手続

- ・受入先となる特別支援学校は各都道府県教育委員会、社会福祉施設は各都道府県社会福祉協議会を通じて申し込むことになり、原則住所地での体験になります。各都道府県とも大学が体験希望者を取りまとめて手続することになるため、学生個人での申請は一切できません。詳細は、『資格課程ガイド』で確認してください。
- ・特別支援学校の場合には、一部の都府県で都府県内に所属大学がないと受入をしてもらえないところがあり、該当する場合は京都府内での体験になります。
- ・卒業年次には教育実習や卒業研究・卒業制作に集中できるよう、「介護等体験」は早めに行ってください。

(3) 介護等体験の履修不要・免除者

下表の場合には、「介護等体験」は免除されます。免除事由に該当し、「介護等体験」履修免除希望者は、教職課程受講登録の際に必要な書類を提出してください。※下記以外の資格や経験（ボランティア等）は免除対象になりません。

介護等体験履修不要・免除	教職課程登録時に必要な提出書類
①小学校または中学校の教員免許状をすでに所持している方（ただし、免許法第6条別表第3教育職員検定または同法第16条の2教員資格認定試験により免許状を取得した方は除く）	所持する免許状のコピー （裏書きがある場合は両面とも）
②教員免許状取得には至らなかったが、入学以前に介護等体験を修了し、すでに「介護等体験証明書」の発行を受けている方	「介護等体験証明書」のコピー
③介護等に関する専門的知識および技術を有する方 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 ・特別支援学校の教員の免許を受けている方 ・理学療法士 ・作業療法士 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・義肢装具士	資格等の証明書 あるいは免許証のコピー （裏書きがある場合は両面とも）
④身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な方 （身体障害者福祉法に規定する身体障害者のうち、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級である方）	身体障害者手帳の氏名および級数が記載されているページのコピー

3-6. 教員免許状の申請

教育職員免許法で定められた基礎資格（学士学位の取得）を得て必要単位を修得し、介護等体験を行った者は、都道府県教育委員会に申請することによって、中学校および高等学校の教員免許状が授与されます。免許状申請には、一括申請と個人申請の2つの方法があります。

(1) 一括申請

卒業と同時に教員免許状を取得しようとする者に代わって、大学が一括して免許状の申請を行います。

(2) 個人申請

一括申請手続をしない場合は全て個人申請となり、住所地あるいは勤務先学校所轄の都道府県教育委員会に各自で免許状の申請を行います。なお、申請書類や申請時期は各都道府県によって異なりますので、早めに教育委員会に問い合わせ、申請要項などを取り寄せて準備をしてください。

3-7. 教職につくために

教壇に立つために、公立学校の場合は教員免許状を取得するとともに、都道府県や政令指定都市の教育委員会が実施する教員採用試験に合格しなければなりません。私立学校の場合は、個別に学校が実施する採用試験に合格することが必要です。募集要項は試験実施年の4月上旬から6月下旬にかけて教育委員会等で配布されます。受験資格や出願書類に何が必要とされるのか、教員採用試験の実施内容（適性検査、筆記試験、実技試験、面接、小論文など）はどのように行われるのか、受験予定の都道府県教育委員会に事前に問い合わせ、採用試験実施要項を確認しておくことをおすすめします。

3-8. 教育委員会主催の教員養成講座の活用

近年、教員の資質向上を求める社会の強い要請などにより、教員志望者に実践的トレーニングを行う機会（いわゆる「教師塾」等）を提供する都道府県等の教育委員会が出てきました。現場教員による講義や学校現場での実地研修等、実践力を養う足がかりともなり得ますので、関心のある方はご自身の居住地でも同様の試みがないか、情報収集を行ってみてください。

(例) 教師力養成講座（京都府）、京都教師塾（京都市教育委員会）、滋賀の教師塾（滋賀県教育委員会）、大阪教志セミナー（大阪府教育委員会）、教師養成講座（大阪市）、堺・教師ゆめ塾（堺市教育委員会）、みたか教師力養成講座（東京都三鷹市教育委員会）など

4. 博物館学芸員課程

4-1. 履修にあたって

- ・美術館・博物館等で専門の事項を司る「学芸員」となる資格を取得するための課程です。全コース在籍者（2年次以上）が受講可能です。
- ・資格取得するための履修期間は標準的な場合でも3年間以上であり、最短2年間必要です。そのため、2019年度卒業研究・卒業制作着手予定の方、ならびに2019年度が在籍年限の最終年度となる方は受講登録できません。
- ・airUマイページにて履修を行いますのでWebの使用が必須です。インターネット環境の整ったパソコンも必要です。
- ・博物館学芸員課程登録者に別途送付する『資格課程ガイド』には、博物館学芸員課程の履修スケジュールや各種手続について、より詳細な内容が記載されていますので、必ず熟読しておいてください。
- ・年度初めには、「博物館学芸員課程ガイダンス」を開催します（新入生には入学手続後に案内）。新規に博物館学芸員課程に登録した方が対象です。既に課程登録されている方で履修の進め方など個別のご質問がある場合は、事務局までお問い合わせください。
- ・「博物館実習2（館園実習）」「博物館実習3（事後指導）」は、以下のとおり、履修の前提条件が定められています。履修の前提条件を満たさなければ受講できません。

「博物館実習2 （館園実習）」	「博物館概論」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館情報・メディア論」「博物館生涯学習概論」「博物館教育論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」をスクーリング申し込みまでに（学外館の方は前年度までに）全て合格済みであること
	「博物館実習1（事前指導）」を合格済みであること
	学外館での実習を希望される方は、指定期日までに『「博物館実習2（館園実習）」受講希望届』を提出していること（芸術館で受講される場合は提出不要）
「博物館実習3 （事後指導）」	「博物館実習2（館園実習）」の履修の前提条件にかかわる科目をすべて合格済みであること
	「博物館実習2（館園実習）」を合格済みであること

4-2. 学芸員資格取得の要件

本学において学芸員資格取得するためには、以下の4つの要件をすべて満たす必要があります。

- ①本学通信教育部を卒業すること
- ②卒業時に博物館学芸員課程へ受講登録していること
- ③博物館法施行規則に定める科目（全て必修）の単位を修得していること
- ④関連科目4分野（選択必修）の単位を修得していること

博物館学芸員課程では、卒業後の科目等履修制度はございません。在籍期間内に本課程の履修が完了できるよう学習を進めてください（卒業後に資格取得に必要な科目のみ履修することはできません）。また、博物館学芸員課程は、一度受講登録（受講費用納入）すれば、在籍期間内有効です。ただし、関連法規等の改正や制度の変更があった場合この限りではありません。

4-3. 履修すべき科目

(1) 博物館法施行規則に定める科目(19単位必修)

博物館法施行規に定める科目	本学開講授業科目名	科目コード	科目区分	ST区分※2	単位数	必修区分	備考
博物館概論	博物館概論 (学芸員課程)	23607	博物館学芸員課程	TR	2	全て必修	「博物館学1」(2単位)、「博物館概論(芸術学科)」(2単位) 単位修得済みの場合は履修不要※3
博物館経営論	博物館経営論 (学芸員課程)	23608		TR	2		「博物館経営論(芸術学科)」(2単位) 単位修得済みの場合は履修不要※3
博物館資料論	博物館資料論 (学芸員課程)	23609		TR	2		「博物館学2」(4単位)、「博物館資料論(芸術学科)」(2単位) 単位修得済みの場合は履修不要※3
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	23610		TR	2		
生涯学習概論	博物館生涯学習概論	23611		TR	2		
博物館教育論	博物館教育論	23612		TR	2		
博物館実習	博物館実習1 (事前指導)	23004		S	1		2011年度末までに「博物館実習1」(1単位)・「博物館実習2」(2単位)の 両科目を単位修得済みの場合は 履修不要
	博物館実習2 (館園実習)	23005		S	1		
	博物館実習2 (館園実習)	23006		S	1		
博物館資料保存論	博物館資料保存論	23613	TR	2			
博物館展示論	博物館展示論	23614	TR	2			
必要合計単位数 ※1					19		

※1 2011年度までに修得された科目によって、必要単位数合計は異なります。また、学芸員課程で修得された単位は卒業要件の「その他」に含めることができます

※2 <S=スクーリング科目/ TR=テキスト科目>

※3 50622「博物館概論(芸術学科)」, 50623「博物館経営論(芸術学科)」, 50624「博物館資料論(芸術学科)」は2016年度までに単位修得された場合は芸術学科専門科目として単位認定されます。

◎既修得単位認定を受けた科目を履修する必要はありません。

博物館実習

「博物館実習」は「博物館実習1(事前指導)」(1単位)、「博物館実習2(館園実習)」(1単位)、「博物館実習3(事後指導)」(1単位)からなります。「博物館実習1(事前指導)」および「博物館実習3(事後指導)」は、瓜生山または東京外苑キャンパスで3日間受講します。「博物館実習2(館園実習)」は、学内にある芸術館(博物館相当施設)または、ご自身で希望する学外の美術館・博物館で5日間以上受講します。学外館での受講を希望する場合は、各自で開拓・交渉する必要があります(一部、大学より一括で申請する館もあります)。芸術館での実習の場合は、8月の複数の日程から希望日程をひとつ選択し、5日間受講します。学外館での実習の場合は、各館によって異なりますが、4月～12月にかけて1週間程度実施されるところが多いようです。「博物館実習2(館園実習)」は学内にある芸術館(博物館相当施設)と学外館を希望される場合で手続方法などが異なります。詳細については『資格課程ガイド』を必ずご確認ください。

なお、本学の博物館実習は人文系博物館とくに美術館での実務経験を中心にカリキュラムが構成されています。

(2) 関連科目(10単位必修)

分野	科目名 ※1	科目コード	科目区分	ST区分 ※2	単位数	必/選 ※3
文化史	日本文化論	18052	総合教育科目	TR	2	いずれか1科目必修
	ヨーロッパ文化論	18053		TR	2	
	文化研究2	18025		TR	2	
美術史	芸術史講義(日本)1	41101	学部共通専門教育科目	WS	2	A [A]・[B] どちらかの区分を選択。 選択した区分内からいずれか2科目必修。 B
	芸術史講義(日本)2	41102		WS	2	
	芸術史講義(ヨーロッパ)1	41103		WS	2	
	芸術史講義(ヨーロッパ)2	41104		WS	2	
	芸術史講義(アジア)1	41105		WS	2	
	芸術史講義(アジア)2	41106		WS	2	
	芸術史講義(近現代)1	41107		WS	2	
	芸術史講義(近現代)2	41108		WS	2	
	美術史(日本)1	40522	学部共通専門教育科目	TR	2	
	美術史(日本)2	40523		TR	2	
	美術史(ヨーロッパ)1	40524		TR	2	
	美術史(ヨーロッパ)2	40525		TR	2	
	美術史(アジア)1	40526		TR	2	
	美術史(アジア)2	40527		TR	2	
	美術史(近現代)1	40528		TR	2	
	美術史(近現代)2	40529		TR	2	
考古学	列島考古学	18020	総合教育科目	TR	2	必修
民俗学	文化研究1	18024	総合教育科目	TR	2	必修
必要単位数合計					10	

※1 2016年度までに修得済みの科目も認められます。

※2 <S=スクーリング科目／TR=テキストレポート科目>

※3 必修区分は本学における学芸員資格取得要件です。

(3) 2016年度までに修得した関連科目の取り扱い

以下の科目を2016年度までに修得済みの場合、該当分野の科目を修得する必要はありません。ただし、歴史遺産コース専門教員科目の科目は卒業時に歴史遺産コースに在籍されている場合に限り、コース変更をされた方は、新科目を履修してください。

分野	科目区分	科目名
文化史	総合教育科目	戦後社会論
	歴史遺産コース専門教育科目	歴史遺産学研究1
		歴史遺産学演習5
美術史	学部共通専門教育科目	日本美術史
		ヨーロッパ美術史
		アジア美術史
		近現代美術史
考古学	総合教育科目	日本列島史
	歴史遺産コース専門教育科目	歴史遺産学Ⅰ-3
		考古学研究
		歴史遺産学研究3
民俗学	総合教育科目	民俗知と近代
	歴史遺産コース専門教育科目	歴史遺産学Ⅰ-4
		民俗学研究
		歴史遺産学研究4

4-4. 履修に関するスケジュール

下記は2019年度版の履修モデルです。

なお、本課程では、卒業後の科目等履修制度はございませんので、在籍期間中に卒業にむけた学習と並行して履修を進めてください(卒業後に資格取得に必要な科目のみ履修することはできません)。

<3年間の履修モデル>

●卒業研究・卒業制作 着手要件の履修	2019年度	博物館実習1(事前指導) 1単位 博物館概論 2単位 博物館経営論 2単位 博物館資料論 2単位 博物館情報・メディア論 2単位
	2020年度	博物館生涯学習概論 2単位 博物館教育論 2単位 博物館資料保存論 2単位 博物館展示論 2単位 関連科目 6単位
	2021年度	●●残りの卒業研究・卒業制作 博物館実習2(館園実習) 1単位 博物館実習3(事後指導) 1単位 関連科目 4単位
学芸員資格取得+卒業		

<2年間の履修モデル>

●卒業研究・卒業制作 着手要件の履修	2019年度	博物館概論 2単位 博物館経営論 2単位 博物館資料論 2単位 博物館情報・メディア論 2単位 博物館生涯学習概論 2単位 博物館教育論 2単位 博物館資料保存論 2単位 博物館展示論 2単位 博物館実習1(事前指導) 1単位
	2020年度	●●残りの卒業研究・卒業制作 博物館実習2(館園実習) 1単位 博物館実習3(事後指導) 1単位 関連科目 10単位
学芸員資格取得+卒業		

卒業研究・卒業制作着手されている方の履修

卒業判定にかかる方は卒業関連科目以外の科目を冬期(1月～3月)に履修することはできません。これは、博物館学芸員課程の履修すべき科目(pp.136～137)においても同様ですので、計画的に履修してください。ただし、「博物館実習3(事後指導)」のみ、冬期開講科目のため、履修の前提条件を満たしている場合は、卒業判定にかかる方の履修を認めています。

5. 資格試験受験等に関する要件

5-1. 各資格の取得条件

建築デザインコース・ランドスケープデザインコース・空間演出デザインコースでは、課程登録が不要な資格として、一級・二級・木造建築士、技術検定、商業施設士、インテリアプランナーの受験（または登録）資格取得に必要な科目を開講しています（コースにより対象となる資格は異なります）。これらの科目については、卒業要件を充足することで要件を満たす場合と、卒業要件のほかに指定科目を履修しなくてはならない場合があります。各資格の取得の条件は次のとおりです。

<建築デザインコース>

資格		取得の条件
二級建築士・木造建築士試験受験資格		卒業
一級建築士試験受験資格		卒業後実務経験2年以上 ※2018年12月14日公布「建築士法の一部を改正する法律」により、早ければ2020年試験から卒業後すぐに受験可能（但し、卒業から免許登録まで2年以上の実務経験が必要）となる見込（2019年2月現在）。
技術検定（2級） 受験資格	建設機械施工	卒業後実務経験1年以上
	土木施工管理	
	建築施工管理	
	電気工事施工管理	学科試験→卒業 実地試験→卒業後実務経験1年以上
	管工事施工管理	
	造園施工管理	
技術検定（1級） 受験資格	建設機械施工	卒業後実務経験3年以上
	土木施工管理	
	建築施工管理	
	電気工事施工管理	
	管工事施工管理	
	造園施工管理	

<ランドスケープデザインコース>

資格	取得の条件
二級建築士・木造建築士試験受験資格	所定の科目を履修し卒業すること▶ p.140参照 ・2010～2017年度入学生対象
造園施工管理技術検定（2級）受験資格	卒業後実務経験1年以上
造園施工管理技術検定（1級）受験資格	卒業後実務経験3年以上
登録ランドスケープアーキテクト（RLA）受験資格	卒業後実務経験3年以上

<空間演出デザインコース>

資格	取得の条件
二級建築士・木造建築士試験受験資格	所定の科目を履修し卒業すること▶ p.140参照
インテリアプランナー登録資格	卒業
商業施設士受験資格	卒業後実務経験1年以上 ・商業施設士補（卒業制作着手年度に講習会を受講）を在学中に得た場合、卒業後実務経験不要かつ学科試験免除

5-2. 二級建築士・木造建築士試験受験資格取得要件科目

<ランドスケープデザインコース> 2010～2017年度入学生対象

科目区分	科目名	S/T区分	単位数 (2016年度以前 入学生)	単位数 (2017年度 入学生)	必修/選択区分 ※1
学部共通 専門教育科目	建築史1(近代) ※2	TR	2	2	必修
	建築史1(西洋) ※2	TR	2	2	必修
	都市概論 ※2	TR	2	2	必修
	建築材料 ※2	TR	2	2	必修
	構造力学1	TR	2	2	必修
	構造力学2	TR	2	2	必修
	建築環境工学	TR	2	2	必修
	建築法規	TR	2	2	必修
	建築生産	TR	2	2	必修
総合教育科目	建築デザイン基礎演習2	TW	2		必修
必修合計単位数			20	18	

<空間演出デザインコース> 2010年度以降入学生対象

科目区分	科目名	S/T区分	単位数	必修/選択区分 ※1
学部共通専門教育科目	生活空間デザイン史 ※3	TR	2	必修
	インテリア計画論1 ※3	TR	2	必修
	インテリア計画論2 ※3	TR	2	必修
	空間構成材料 ※3	TR	2	必修
	構造力学1	TR	2	必修
	構造力学2	TR	2	必修
	建築法規	TR	2	必修
	建築生産	TR	2	必修
	建築環境工学	TR	2	選択必修
	建築設備	TR	2	選択必修
必修合計単位数			18	

※1：必修/選択区分は二級建築士・木造建築士受験資格(実務経験0年)取得上の要件

※2：卒業要件の選択必修科目

※3：卒業要件の必修科目

- ・上記の学部共通専門教育科目のテキスト入手を希望する場合は「6. テキスト一覧」を確認してください。
▶ pp.78～85参照
- ・ランドスケープデザインコース、空間演出デザインコースの2010・2011・2012年度2・3年次編入学生は、建築士試験受験の際にシラバスの提出を求められる場合がありますので、シラバスは大切に保管しておいてください。
- ・建築デザインコースは卒業要件を満たすことで、二級建築士・木造建築士受験資格(実務経験0年)、一級建築士受験資格(実務経験2年)が得られます。
- ・建築デザインコースの2017年度以降に年限退学時再入学制度で4年次再入学した方は、卒業後、「指定科目修得単位証明書」の交付申請時に、指定科目の置換えが必要です。証明書交付願の右上に、「指定科目の置換え必要」と朱書きで追記して発行申請を行ってください。